

番号	類型	保護者(父母)の状況(同居の親族その他の者が保育にあたることができない場合)		基準指数	実施期間				
		細目							
1	居室外労働 ※(3)	外勤 居室外自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長 就学前まで				
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45					
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40					
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35					
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30					
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25					
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20					
			週3日以上勤務し、かつ、週12時間以上の就労を常態	15					
2	居室内労働 ※(3)	居室内自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長 就学前まで				
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45					
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40					
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35					
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30					
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25					
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20					
			週3日以上勤務し、かつ、週12時間以上の就労を常態	15					
		内職	週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態	20					
			週3日以上、かつ、週12時間以上の就労を常態	15					
			出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	15					
3	出産 疾病 障害	出産	入院1か月以上	50	5か月以内(出産予定月をはさんで前後各2か月以内) 最長 就学前まで				
			居室内療養	常時病臥		50			
				精神性		精神障害者福祉手帳3級程度以上	50		
						上記以外の程度	30		
				一般療養		安静を要する常態(常時病臥に至らない程度)	30		
			通院加療を要する常態			20			
			障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳所持		50			
				身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下所持		30			
				身体障害者手帳4級以下所持		20			
			4	介護 ※(3)		施設等付添	週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い	50	最長 就学前まで
							週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い	45	
週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い	40								
週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い	35								
週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い	30								
週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い	25								
介護	重度障害者等の全介護	50							
	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)	40							
上記以外の場合	20								
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合	50	6か月以内					
6	求職	就労内定 開業予定	週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	30	1か月以内				
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	25					
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	20					
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	15					
			週3日以上勤務し、かつ、週12時間以上の就労を常態	10					
		求職	求職のため、日中外出を常態	10					
7	その他	就学等 不存在等 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合	就学・技術習得等のため、日中保育にあたることができない場合	※(1)	最長 就学前まで				
			死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50					
			※(2)	※(2)					

- (1) 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。休憩時間は就労時間に含む。勤務日数・時間は実績を優先する。
- (2) 保護者のそれぞれについて、本表より基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。
- (3) 介護は、三親等内の親族を対象とする。
- (4) ※(1)は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号6を準用する。
- (5) ※(2)は、番号1～6を準用する。
- (6) ※(3)1日の就労及び介護時間は、最低日中4時間の就労及び介護を常態とする。
- (7) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く。)は、本表による基準指数は適用しない。

番号	類型	保護者(父母)の状況		基準指数	利用期間				
		細目							
1	居室外労働	外勤 居室外自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長 就学前まで				
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45					
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40					
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35					
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30					
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25					
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20					
			月48時間以上の就労を常態	15					
2	居室内労働	居室内自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長 就学前まで				
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45					
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40					
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35					
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30					
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25					
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20					
			月48時間以上の就労を常態	15					
		内職	週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態	20					
			月48時間以上の就労を常態	15					
			出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	15					
3	出産 疾病 障害	出産	入院1か月以上	50	5か月以内(出産予定月をはさんで前後各2か月以内) 最長 就学前まで				
			居室内療養	常時病臥		50			
				精神性		精神障害者保健福祉手帳所持	50		
						上記以外の程度	30		
				一般療養		安静を要する常態(常時病臥に至らない程度)	30		
			通院加療を要する常態			20			
			障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳所持		50			
				身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下所持		30			
				身体障害者手帳4級以下所持(聴覚障害を除く)		20			
			4	介護		施設等付添	週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い	50	最長 就学前まで
							週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い	45	
週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い	40								
週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い	35								
週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い	30								
週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い	25								
介護	重度障害者等の全介護	50							
	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)	40							
上記以外の場合	20								
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合	50	最長 就学前まで					
6	求職	就労内定 開業予定	週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	30	1か月以内				
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	25					
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	20					
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	15					
			月48時間以上の就労を常態	10					
		求職	求職のため、外出を常態	10					
7	その他	就学等 不存在等 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合	就学・技術習得等のため、保育にあたることができない場合	※(1)	最長 就学前まで				
			死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50					
			※(2)	※(2)					

- (1) 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。
- (2) 就労日数・時間の算定にあたっては、契約時間等でなく、実績をもとに指数を算出することを基本とし、休憩時間は就労時間に含む。
- (3) 保護者のそれぞれについて、本表より基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。
- (4) 介護は、三親等内の親族を対象とする。
- (5) ※(1)は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号6を準用する。
- (6) ※(2)は、番号1～6を準用する。
- (7) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く。)は、本表による基準指数は適用しない。